

株 主 各 位

証券コード6077
2019年3月1日
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号
アクア堂島東館

株式会社N・フィールド

代表取締役社長 又吉 弘章

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次ページの案内に従って、2019年3月25日（月）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年3月26日（火曜日）午前10時（受付午前9時～） |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区堂島浜1-3-1
ANAクラウンプラザホテル大阪3階万葉の間
※本年度から株主総会会場が変更となっております。ご注意ください。 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 第16期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）
事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 定款一部変更の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 監査等委員以外の取締役3名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nfield.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した計算書類は、本招集ご通知及び添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。

◎紙資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nfield.co.jp/>）に掲載させていただきます。

郵送またはインターネットによる議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2019年3月25日（月曜日）午後6時までにご行使ください。

1. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

2. インターネットによる議決権行使

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

（ご注意）

- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- ・議決権行使コードおよびパスワード（株主様が変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

3. その他

- （1）議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- （2）複数回議決権をご行使いただいた場合は、後に到着したものを有効とします。なお、議決権行使書面とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによる当該日最後の行使を当該日の投票として取り扱います。
- （3）インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル **0120-768-524（平日9：00～21：00）**

以上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事業報告

2018年 1 月 1 日から

2018年12月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調が継続してまいりました。一方、米国と中国の通商問題や欧州の政局不安など、景気の先行きについては不透明な状況が継続しております。

我が国の医療環境については、6年に1度の診療報酬と介護報酬の同時改定が実施されました。団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年に向け、どこに住んでいても適切な医療・介護を安心して受けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）が改定に際しての基本認識の一つとされ、今後も質の高い在宅医療・訪問看護の確保の重要性が高まっていくものと考えております。同時に他の業界と同じく医療業界においても人手不足が顕著になっており、人員の確保が重要な課題となっております。

このような状況のもと、当社は事業所1ヶ所を閉鎖したものの、新たに事業所を18ヶ所、営業所を3ヶ所開設し、5営業所を事業所化するなど、引き続き訪問看護事業の拠点開設を進めるとともに、業績に大きく影響する看護師を始めとする人員の確保及び看護の質の向上のための人材育成に注力してまいりました。人材育成の結果、新規採用の看護師が単独での訪問を開始するまでの時間は短縮されましたが、看護師の採用に際しての選考基準をより厳格化したことや、主に都市部における看護師の需給バランス悪化の影響などから、特に第2四半期において看護師の確保が進まず、予定していた看護師数の充足が第4四半期にずれ込むこととなりました。

以上により、当事業年度における売上高は9,392,475千円となり、前年同期に比べて1,367,742千円、17.0%の増収となりました。利益面では、拠点数の増加に伴う家賃負担や人件費負担が増加したほか、採用に係る手数料などの販売費及び一般管理費も増加したことなどから営業利益は523,550千円となり、前年同期に比べて40,406千円、7.2%の減益となりました。経常利益については513,639千円となり、前年同期に比べて45,548千円、8.5%の減益となりました。当期純利益は退任役員に対する特別功労金（損益計算書の表示は役員退職慰労金）49,600千円を支払ったことなどから、238,244千円となり、前年同期に比べ77,364千円、24.5%の減益となりました。

事業部門別の売上の状況は次の通りです。

（居宅事業部門）

当事業年度における居宅事業部門の売上高は9,392,475千円となり、前年同期に比べて1,367,742千円、17.0%の増収となりました。

訪問看護売上は、事業所及び営業所（以下、「事業所等」という）の新規開設並びに前事業年度中に開設した事業所等の通期稼働等により8,861,385千円となり、前年同期に比べて1,324,941千円、17.6%の増収となりました。

賃貸（住宅支援）売上については、訪問看護との連携強化により引き合いが増加するなどし、新規契約件数が増加したことなどから531,090千円となり、前年同期に比べて42,801千円、8.8%の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備投資に該当する事項はございませんでした。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はございませんでした。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第13期 自2015年1月1日 至2015年12月31日	第14期 自2016年1月1日 至2016年12月31日	第15期 自2017年1月1日 至2017年12月31日	第16期 (当事業年度) 自2018年1月1日 至2018年12月31日
売 上 高	4,351,594	6,089,989	8,024,732	9,392,475
経 常 利 益	486,543	488,893	561,188	513,639
当 期 純 利 益	264,329	250,717	315,608	238,244
1株当たり当期純利益(円)	20.06	19.26	24.29	18.34
総 資 産	2,484,018	2,778,782	2,976,754	3,258,658
純 資 産	1,709,892	1,697,989	1,954,161	2,136,912

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、日本国内における団塊の世代が75歳を超え、後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となるいわゆる「2025年問題」を迎えるにあたり、精神科訪問看護サービスにおけるこれまでの企業運営方法や職場環境を見直し、社会的課題の解決に向けた次世代の医療サービス提供を可能とする企業を目指し、中期経営計画「NEXT FIELD 2025」を策定いたしました。なお、本中期経営計画は当社WEBサイトに掲載しております。

本計画における戦略は次の通りです。

- ・新規案件獲得を目指したネットワークの構築強化と企業体質改善

医療機関や行政などに対して精神科訪問看護サービスの理解浸透を図るとともに、ドミナント方式をベースとした新規出店を継続してまいります。また、業績に大きな影響を及ぼす看護師等の採用については、現在の主力である紹介エージェント企業との戦略的な関係を構築するとともに、採用WEBサイトを活用した直接採用や従業員紹介による採用の比率を向上させてまいります。

- ・定量的分析による客観的データに基づいた教育とターゲットの拡大

現在の経営体制発足以来、注力している教育専任室による社内教育についての継続拡大を図るとともに社外の有識者や企業・団体との戦略的提携の強化を図ってまいります。

- ・次の飛躍的成長に向けた事業運営体制の改革と安定化

2019年12月期までをPHASE1として「企業体質改善とインフラ整備による安定的成長」を図ります。2020年12月期から2022年12月期まではPHASE2として「医療サービス拡充とアライアンス強化による次世代成長エンジンの構築」を行ってまいります。2023年12月期から2025年12月期まではPHASE3として「訪問看護の社会インフラとしてあらゆる地域で医療・福祉サービスを提供」できる企業として、営業利益率10%以上を実現してまいります。

- ・各種戦略の立案と実行体制の整備による成果の追求

コーポレート戦略本部、居宅事業本部及び管理本部の三本部体制による組織マネジメントの強化を図り、経営陣の意思決定を迅速に実行し、成果を追求してまいります。

・安定した企業組織運営の実現

以前は、社内の指標として月間訪問件数やその成長率を重視し、現場の職場環境や勤務実態を含めた複合的な組織マネジメントがややもすれば軽視される傾向にあったことなどから、看護師の在職年数が非常に短くなっていました。それが現場OJTの機能不全、労務費の増大や欠員補充のための採用時の紹介エージェント企業に対する紹介手数料の増大を招き、収益性の低下につながっていました。当社ではこれを事業上の最重要課題と認識し、現経営体制発足以来、改善施策を進め平均在職年数の改善に努めており、今後も従業員の安定的な定着に向けた施策を実施してまいります。

また、引き続き内部統制システムの構築を推し進め、ガバナンスを強化するとともに情報セキュリティ、労務管理を始めとしたコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

事業	主要な内容
居宅事業部門	(訪問看護) 訪問看護ステーションの運営
	(住宅支援) 不動産賃貸物件紹介 転貸借（サブリース） 物件管理

(7) 主要な営業所

①本社 大阪市北区堂島浜一丁目4-4
アクア堂島東館4階

②支店 北海道支店 札幌市白石区菊水八条二丁目2-13
東京支店 新宿区西新宿二丁目6-1 新宿住友ビル38階
大阪支店 大阪市城東区天王田10-30
福岡支店 福岡市中央区天神二丁目14-8 福岡天神センタービル10階

③訪問看護ステーション 都道府県別事業所数（（ ）内は営業所（出張所）数）

北海道	5	静岡県	1	長野県	2	岡山県	6	大分県	4
青森県	1	埼玉県	13	岐阜県	1	鳥取県	1	佐賀県	2
福島県	2	栃木県	3	愛知県	6 (1)	島根県	1	長崎県	2
岩手県	2	山梨県	1	三重県	1	広島県	5	熊本県	6
秋田県	1	群馬県	1	大阪府	33 (10)	山口県	2	宮崎県	4
山形県	1	神奈川県	5	兵庫県	3	徳島県	1	鹿児島県	2
宮城県	3 (1)	新潟県	2	和歌山県	1	香川県	1	沖縄県	1
東京都	37 (16)	石川県	1	奈良県	3	高知県	1		
千葉県	8 (2)	富山県	1	京都府	5	愛媛県	1		
茨城県	1	福井県	1	滋賀県	1	福岡県	11	合計	197 (30)

④住宅支援部

大阪府	住宅支援部 北大阪営業所	岡山県	住宅支援部 岡山営業所
大阪府	住宅支援部 南大阪営業所	福岡県	住宅支援部 福岡営業所
北海道	住宅支援部 札幌営業所	福岡県	住宅支援部 北九州営業所
宮城県	住宅支援部 仙台営業所	沖縄県	住宅支援部 沖縄営業所
東京都	住宅支援部 東京営業所		

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,278名	175名増

- (注) 1. 当事業年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数にはパート等70名を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,210,000株
- (3) 株主数 11,615名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
野村證券株式会社	944,100株	7.27%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST,BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	760,000株	5.85%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	591,000株	4.55%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	525,100株	4.04%
株式会社K・カンパニー	500,000株	3.85%
野村證券株式会社自己振替口	500,000株	3.85%
3D OPPORTUNITY MASTER FUND	494,300株	3.80%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	394,400株	3.04%
野口 和輝	394,000株	3.03%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.380578	278,100株	2.14%

（注）持株比率は、自己株式（217,928株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第3回新株予約権
新株予約権の数	1個
保有人数 監査等委員以外の取締役 監査等委員である取締役	0名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式1,000株
新株予約権の発行価額	1個につき6,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	13,700円
新株予約権の行使期間	2015年4月1日から 2022年3月31日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員の地位にあることを要する。 ②本新株予約権者は、下記（a）及び（b）に掲げる各条件を充たした場合に、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。 （a）2014年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20% （b）2015年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80% ③本新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。 ④本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

- (注) 2014年4月3日開催の取締役会決議により2014年5月1日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、2014年9月25日開催の取締役会決議により2014年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に記載の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2018年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	又 吉 弘 章	
代 表 取 締 役 専 務	久 保 明	管理本部長
常 務 取 締 役	吉 田 秀 樹	居宅事業本部長兼福岡支店長
取締役 (監査等委員)	前 野 博	前野博税理士事務所 税理士
取締役 (監査等委員)	田 中 浩 一	
取締役 (監査等委員)	中 島 泰	
取締役 (監査等委員)	三 好 吉 安	

- (注) 1. 取締役前野博氏、中島泰氏及び三好吉安氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、田中浩一氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役前野博氏、中島泰氏及び三好吉安氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員前野博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

①就任

2018年3月23日開催の第15期定時株主総会において、新たに田中浩一、中島泰、三好吉安の各氏が監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

②退任

2018年3月23日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、高木三愛氏は、任期満了により監査等委員以外の取締役を退任され、また、平田精作、大野芳弘の両氏は、任期満了により監査等委員である取締役を退任いたしました。

③選定

2018年4月16日開催の取締役会において久保明氏は代表取締役専務に選定されました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定義に基づき、その期待される役割を十分に発揮できるよう、全ての監査等委員である取締役と責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(監査等委員である取締役との責任限定契約)

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (監査等委員を除く)	4名	207,927千円
取 締 役 (監査等委員)	6名	17,450千円
合 計	10名	225,377千円

- (注) 1. 2016年3月25日開催の第13期定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役（監査等委員であるものを除きます。）年額500,000千円、監査等委員である取締役年額30,000千円であります。
2. 上記人数には、2018年3月23日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち監査等委員2名）が含まれております。
3. 上記報酬等の総額のうち、社外取締役5名（うち監査等委員5名）の報酬の合計額は13,450千円であります。
4. 上記報酬等の総額のうち、監査等委員以外の取締役4名に対する譲渡制限付株式報酬の合計額は15,827千円であります。
5. 上記報酬等の総額には、退任した監査等委員以外の取締役1名に対する特別功労金49,600千円を含んでおります。
6. 業務執行取締役の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、役位に応じた報酬を基本とし、会社の経営成績を勘案のうえ、個別の金額を決定することとしています。また、非業務執行取締役である監査等委員の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、常勤・非常勤の別、業務の分担を勘案のうえ、監査等委員の協議により個別の金額を決定することとしています。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する他の法人等	兼職の内容
取 締 役 (監査等委員)	前 野 博	前野博税理士事務所	所長

(注) 前野博税理士事務所との間に取引はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	前 野 博	前野博氏は、当該事業年度開催の取締役会には17回中17回、監査等委員会には17回中17回出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使しております。(税理士資格保有)
取 締 役 (監査等委員)	中 島 泰	中島泰氏は、当該事業年度株主総会就任後の取締役会には14回中14回、監査等委員会には14回中14回出席し、法務に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使しております。(奈良法務局長他歴任)
取 締 役 (監査等委員)	三 好 吉 安	三好吉安氏は、当該事業年度株主総会就任後の取締役会には14回中14回、監査等委員会には14回中14回出席し、法務・渉外に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使しております。(弁護士資格所持)

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は有限責任監査法人トーマツの報酬等について、過年度の監査計画の内容および報酬額の推移並びに会計監査人の職務の遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 当社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ①取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築する。
- ②コンプライアンス体制を推進するために、使用人の中から1名「法令遵守責任者（コンプライアンスリーダー）」を、各部、各事業所から1名以上の「コンプライアンス担当者」を選任する。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会へ報告される体制を構築する。
- ③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- ④コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築する。
- ⑤反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底する。
- ⑥他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の法令・定款・社内規程の遵守状況の監査・内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令・定款及び「社内情報管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存及び管理を行う。

また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した場合は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築する。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、経営会議（部長以上の管理職及び役員）を開催し、各事業所の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行う。取締役はこの報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行う。
- ②月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ③企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図る。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努める。
- ④日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築する。

(5) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該使用人の配置を協議のうえ決定するものとする。また、各監査等委員が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る使用人に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得たうえで決定する。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。

(7) 当社の監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ①各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。
- ②監査等委員会は代表取締役と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有する。
- ③監査等委員会は内部監査室と監査法人と情報を共有するとともに、必要に応じて社内情報の把握に努める。
- ④監査等委員以外の取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定める。

(8) 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

内部通報制度において、通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行う。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員会による監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。

また、監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

また、監査等委員である取締役は、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。内部監査室も独立した観点から定期的に実査を中心として内部監査を実施しており、日々の業務が行われている中で、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,718,289	流動負債	1,012,423
現金及び預金	828,026	リース債務	1,753
売掛金	1,695,933	未払金	644,387
貯蔵品	2,815	未払費用	13,443
前払費用	130,196	未払法人税等	122,226
繰延税金資産	19,171	前受金	11,618
その他の金	43,446	預り金	181,199
貸倒引当金	△1,300	賞与引当金	27,874
		その他の	9,922
固定資産	540,369		
有形固定資産	109,229	固定負債	109,322
建物	74,040	リース債務	5,114
車両運搬具	730	退職給付引当金	104,208
工具、器具及び備品	17,230		
土地	10,868		
リース資産	6,359	負債合計	1,121,746
		(純資産の部)	
無形固定資産	160,904	株主資本	2,136,648
商標権	1,505	資本金	731,950
ソフトウェア	130,854	資本剰余金	725,699
ソフトウェア仮勘定	28,544	資本準備金	701,950
		その他資本剰余金	23,749
投資その他の資産	270,235	利益剰余金	887,551
従業員に対する長期貸付金	10,691	利益準備金	200
長期前払費用	12,191	その他利益剰余金	887,351
差入保証金	195,032	繰越利益剰余金	887,351
繰延税金資産	44,606	自己株式	△208,553
その他の	7,713	新株予約権	264
		純資産合計	2,136,912
資産合計	3,258,658	負債・純資産合計	3,258,658

損 益 計 算 書

(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,392,475
売上原価		7,500,682
売上総利益		1,891,792
販売費及び一般管理費		1,368,242
営業利益		523,550
営業外収益		
受取利息	461	
助成金収入	6,095	
その他	1,521	8,078
営業外費用		
支払払利息	93	
雑損	16,115	
その他	1,780	17,989
経常利益		513,639
特別利益		
保険解約返戻金	1,912	
新株予約権戻入	6	1,919
特別損失		
役員退職慰労金	49,600	49,600
税引前当期純利益		465,959
法人税、住民税及び事業税	244,163	
法人税等調整額	△16,448	227,714
当期純利益		238,244

株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2018年1月1日残高	731,950	701,950	20,846	722,796	200
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			2,902	2,902	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	－	－	2,902	2,902	－
2018年12月31日残高	731,950	701,950	23,749	725,699	200

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
2018 年 1 月 1 日 残 高	714,096	714,296	△215,198	1,953,844	316	1,954,161
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△64,988	△64,988		△64,988		△64,988
当 期 純 利 益	238,244	238,244		238,244		238,244
自 己 株 式 の 取 得			△53	△53		△53
自 己 株 式 の 処 分			6,698	9,601		9,601
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－	△52	△52
事業年度中の変動額合計	173,255	173,255	6,645	182,803	△52	182,750
2018 年 12 月 31 日 残 高	887,351	887,551	△208,553	2,136,648	264	2,136,912

独立監査人の監査報告書

平成31年年 2月13日

株式会社N・フィールド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 目 細 実 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 信 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N・フィールドの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して審議を行い、全監査等委員同意の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月15日

株式会社N・フィールド 監査等委員会

常勤監査等委員 田 中 浩 一[㊟]

監 査 等 委 員 前 野 博[㊟]

監 査 等 委 員 中 島 泰[㊟]

監 査 等 委 員 三 好 吉 安[㊟]

(注) 監査等委員4名の内3名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の配当につきましては、企業体質の強化に必要な内部留保の確保に努め、安定的な配当の継続を重視するとともに、今後の事業環境を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式1株につき	5円	総額	64,960,360円
-------------	----	----	-------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

①提案の理由…今後の事業内容の多様化に対応する為、事業目的の追加、また現在実施していない事業目的を削除するものであります。
また企業経営における迅速で的確な意思決定を目的として取締役の員数を変更するものであります。

②定款変更内容案（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (条文省略) 2. (条文省略) <新 設> <新 設> <新 設> 3. (条文省略) 10. 11. 不動産に関するコンサルティング業 12. 土地・建物の有効利用に関する企画、調査及び設計 13. 建築工事・土木工事の設計、施工、管理並びに請負 14. 建物・構築物の増改築及びリフォーム 15. 内装仕上げ工事・とび土工事・造園業・緑化工事の設計、施工、管理並びに請負 16. (条文省略) 27. 第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、 <u>22</u> 名以内とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</u> 4. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業</u> 5. <u>児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</u> 6. (現行どおり) 13. <削 除> <削 除> <削 除> <削 除> <削 除> 14. (現行どおり) 25. 第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、 <u>10</u> 名以内とする。

第3号議案 監査等委員以外の取締役3名選任の件

監査等委員以外の取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員以外の取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	またよし ひろあき 又吉 弘章 (1971年11月4日生)	1997年4月 独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター入職 2011年4月 同機構 紫香楽病院入職 2012年2月 当社入社 2013年3月 居宅事業本部関西エリア部長 2013年9月 執行役員就任 2013年9月 執行役員居宅事業本部本部長補佐 2014年3月 取締役就任 2014年3月 取締役居宅事業本部関西・中部・中国エリア担当 2015年3月 取締役退任 2015年3月 執行役員就任 2015年3月 執行役員居宅事業本部 2016年3月 取締役就任 2016年3月 取締役居宅事業本部福岡支店長 2016年5月 常務取締役居宅事業本部福岡支店長就任 2016年7月 常務取締役居宅事業本部長 2017年3月 取締役副社長居宅事業本部長兼東日本統括責任者就任 2017年7月 代表取締役社長就任（現任） 【取締役候補者とした理由】 又吉弘章氏は、当社入社以来、長年看護師として現場での豊富な経験と実績を有し、精神科医療に精通しております。また、居宅事業本部長を経て2017年代表取締役社長へ就任し、強いリーダーシップで当社事業を牽引しております。今後も、その豊富な経験・知識により当社の経営を行うことで、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図ることができると判断し、取締役として選任をお願いするものです。	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	くぼ あきら 久保 明 (1969年 5 月10日生)	2004年11月 株式会社ＪＣＬバイオアッセイ入社 2008年 6 月 同社 取締役就任 2013年 6 月 同社 取締役退任 2013年 6 月 当社入社 管理本部総務部長 2013年12月 経営企画室長 2014年 3 月 執行役員就任 2014年 3 月 執行役員経営企画室長 2015年 3 月 取締役就任 2015年 3 月 取締役経営企画室長兼レセプト管理部長 2016年 3 月 常務取締役経営企画室長就任 2016年 7 月 常務取締役管理本部長 2017年 3 月 専務取締役管理本部長就任 2018年 4 月 代表取締役専務管理本部長就任 2019年 1 月 代表取締役専務（現任） 【取締役候補者とした理由】 久保明氏は財務・ＩＲにおける豊富な経験と実績を有しており、2018年4月から代表取締役専務として当社の経営を担っております。このような豊富な経験と実績を活かして、取締役会の意思決定の機能の更なる強化を行うことで当社の持続的な成長と企業価値の向上を図ることができると判断し、取締役として選任をお願いするものです。	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	よしだ ひでき 吉田 秀樹 (1980年 1 月29日生)	2008年 9 月 独立行政法人国立病院機構菊池病院入職 2014年 3 月 当社入社 2014年12月 居宅事業本部関東東エリア部長 2015年12月 執行役員就任 2015年12月 執行役員居宅事業本部九州Ⅲエリア部長 2016年 3 月 取締役就任 2016年 3 月 取締役居宅事業本部九州Ⅱエリア担当 2016年 7 月 取締役居宅事業本部福岡支店長 2017年 3 月 常務取締役居宅事業本部西日本統括責任者兼 福岡支店長就任 2018年 4 月 常務取締役居宅事業本部長 兼福岡支店長就任 2019年 1 月 常務取締役居宅事業本部長 兼大阪支店長就任（現任） 【取締役候補者とした理由】 吉田秀樹氏は当社入社以来、長年看護師として現場での豊富な経験と実績を有し、精神科訪問看護事業に精通しております。2016年取締役、2017年常務取締役、2018年居宅事業本部長に就任し、看護師出身としてその専門性と経験を活かして、当社の経営を担っております。引き続き、その豊富な経験・知識により当社の経営を行うことで、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図ることができると判断し、取締役として選任をお願いするものです。	7,000株

- (注) 1. 当社と各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社の監査等委員会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。

以 上

(ご参考)

精神科訪問看護を取り巻く国内の状況

現在、日本国内では、団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念されている所謂「2025年問題」への対策を進めています。現在、全国の医療機関において統合失調症などで精神科に入院している患者は全体で28万9千人ですが、この内、64%を占める長期入院患者を2020年度末までに2万8千～3万9千人削減することを目標として設定しています。

一方、医療機関においては、およそ150万人の看護師が働いており、資格を持っていながら看護師として就労していない潜在看護師は70万人もいると言われています。長期入院患者の削減を受け、在宅医療サービスへの注目度は年々高まっており、今後、訪問看護師の数が4万人から6万人に増えると推定されている状況です。

精神科訪問看護を必要とされるご利用者様が増える！

NField2020

① 日本全国におけるサービス拠点の拡充

全国47都道府県の全てに訪問看護ステーション「Dune」を開設いたしました。

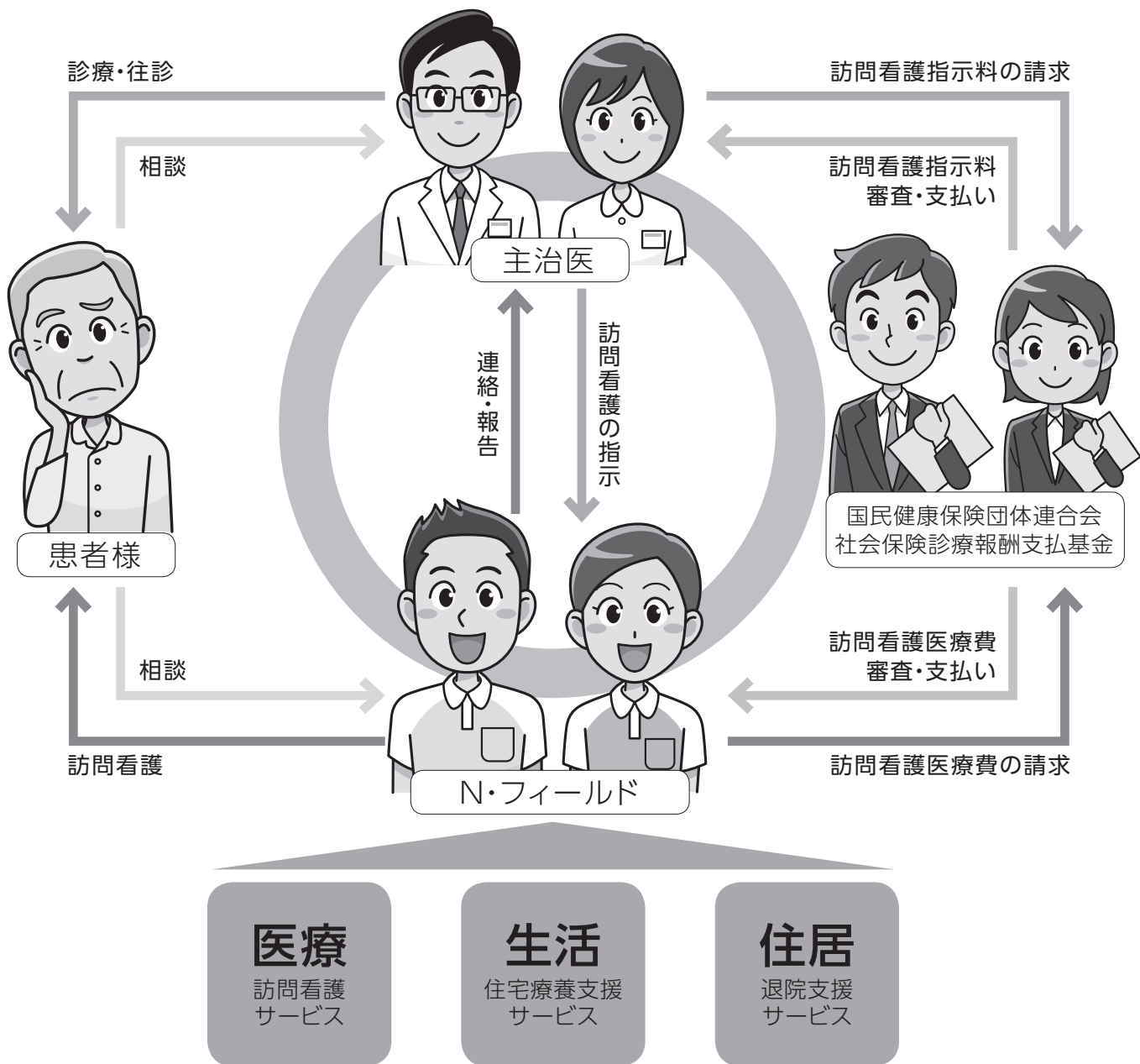
しかしながら、まだまだ地域によっては在宅医療サービスを提供できていないエリアもあり、これを解消するため今後もサービス拠点の拡充を進めてまいります。

② 在宅医療に係わる教育制度の充実化と質の向上

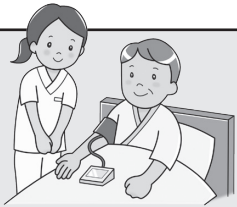
日本全国、全ての拠点で同じ在宅医療サービスをご提供するため、教育専任室を新たに設け、ご利用者様が安心して快適な生活を送れるよう、看護師への充実した教育を推進してまいります。

③ 地域医療への貢献と看護師の地位向上

患者様だけではなく、在宅医療サービスを提供する看護師として働いていただいている方、また将来働きたいと考えていただいている方に訪問看護という仕事の内容や魅力をお伝えし、地域医療への貢献とともに良い関係を創造してまいります。



訪問介護と訪問看護の違い

内容	 訪問介護	 訪問看護
行為	患者様のご自宅にホームヘルパーが訪問し、生活援助や身体介護を行う。 *生活援助 ・掃除・洗濯・調理・買い物 *身体介護 ・食事・排泄・入浴の介助 *その他 ・介助付き送迎サービス 生活援助 身体介護	患者様のご自宅に医師から指示を受けた看護師が訪問し、医療行為を行う。 *患者様主体の目標設定 *傾聴と会話(治療的コミュニケーション) *精神症状・健康状態の観察 ・動作・言動・表情の変化 ・バイタルチェック ・点滴・採血・注射・消毒 ・専門医療機器管理 *服薬確認・服薬管理 *飲酒の有無確認 *環境整備 *清潔保持 *安否確認 *緊急時対応 *関連機関との情報共有 医療行為 患者様の症状が比較的重く、医療処置を必要とするケースや、より身体機能の改善につながる医療サービスの提供が必要。
資格	・介護福祉士 ・訪問介護員 ・介護職員初任者研修修了者 ・介護職員実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者	・看護師または准看護師 ・作業療法士 ・理学療法士 ・言語聴覚士 ・保健師 ・助産師
保険	・介護保険	・介護保険 ・医療保険

精神科 訪問看護

専門知識と豊富な経験が必要！

精神科訪問看護は、一般的な訪問看護に比べて、ご利用者様の動作・言動・表情などの変化を的確に読み取り、それを基に治療的コミュニケーションを取る必要があり、高度な「専門知識」はさることながら長期にわたる豊富な「経験」が必要となる。



疾患

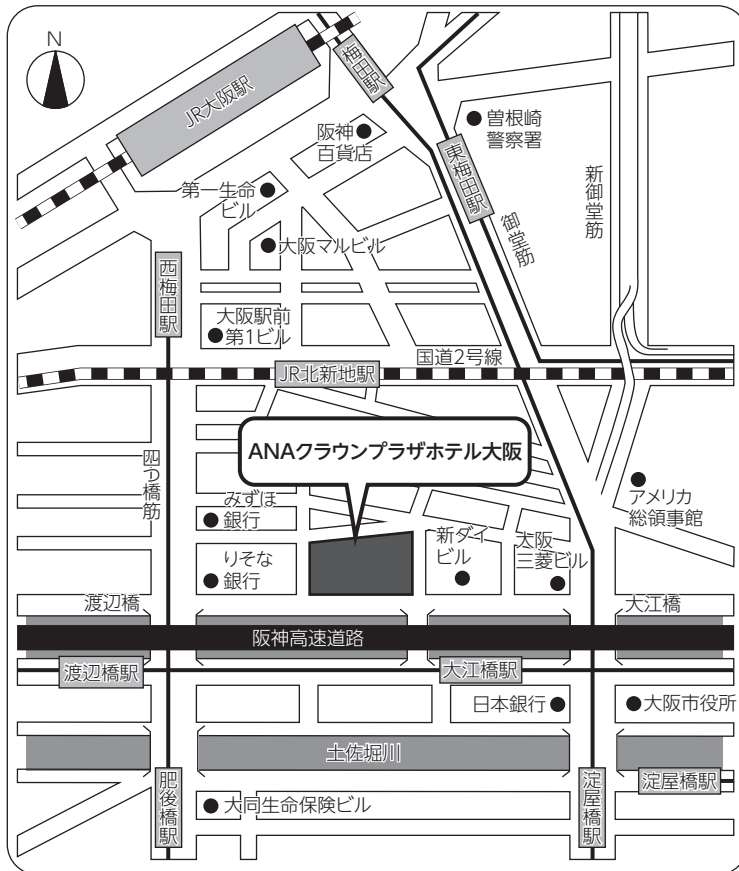
大学浪人中の20歳で統合失調症を発病。発病当時は病気であることの自覚や家族の理解が得られず、適切な治療を受けることが難しかった。「テレビで自分の悪口が言われている」「誰かに監視・盗撮されている」という妄想が強くなり、23歳の時に精神科病院に入院となる。入院中の適切な治療により、少しずつだが病気と向き合えるようになったが、対人面での恐怖や不安感が強く残っている。

看護

退院後より訪問看護を開始。本人の辛い気持ちに寄り添い、好きな物・興味のあることを共有しながら信頼関係を構築する。また、他者との付き合い方についても、訪問看護師との関わりの中で成功体験を重ねてもらえるよう、良い点のフィードバックを積極的に行う。治療(服薬)については、適切に行うことで不安な気持ちが軽減することや、「監視されている」という感覚が軽減することを共有する。現在は、将来就職したいという本人の夢をもとに、就労支援センターに通所できることを目標にしている。

株主総会会場ご案内図

ANAクラウンプラザホテル大阪 3階万葉の間



大阪市北区堂島浜1-3-1 TEL 大阪 (06)6347-1112

- 〔交通〕
- JR東西線「北新地駅」11番～21番、11-23番出口から 徒歩約5分
 - 京阪本線・地下鉄御堂筋「淀屋橋駅」7番出口より 徒歩約7分
 - 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」・「肥後橋駅」出口から 徒歩約7分
 - JR「大阪駅」及び各線「梅田駅」から徒歩15分～20分
 - 京阪中之島線「大江橋駅」より徒歩3分

《お願い》勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。